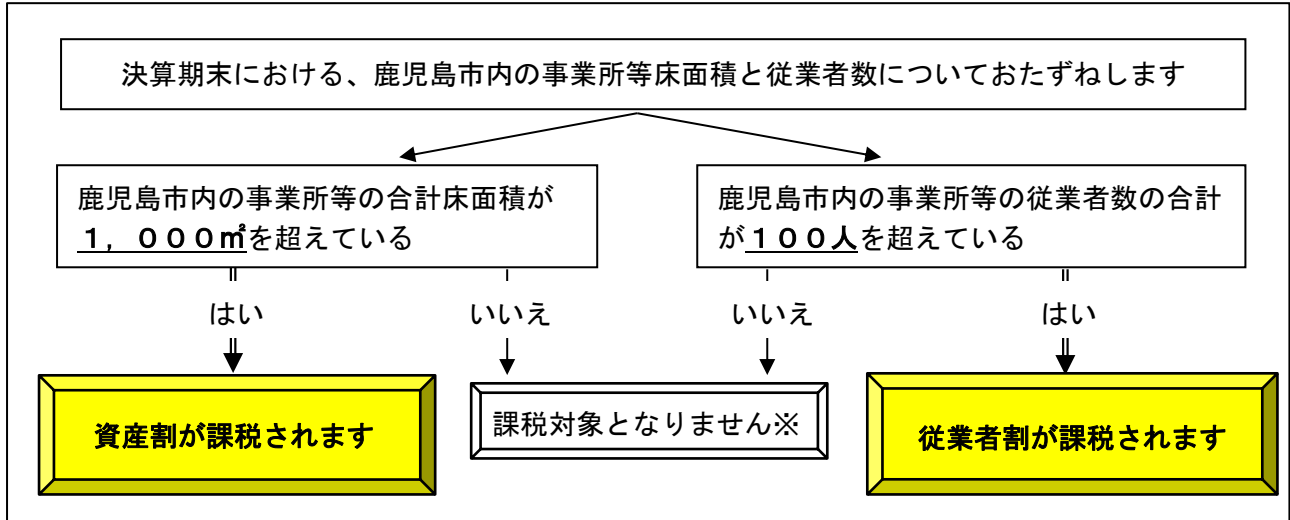


事業所税のご案内

事業所税は、都市環境の整備や改善に要する費用にあてるための目的税です。

人口30万人以上の都市等で、一定規模を超える事業所等において事業を行う法人または個人に対して課税されます。(鹿児島県内では、鹿児島市のみになります。)

以下の条件に当てはまる場合は事業所税の納税義務が生じ、申告と納付が必要となります。



※合計床面積が800㎡超1,000㎡以下、または従業者数が80人超100人以下の事業所には課税されませんが、申告書の提出は必要です。また、同一家屋内に特殊関係者が入居している場合は、みなし共同事業としてその分も含めて課税対象かどうか判定します。内容については、裏面をご覧ください。

事業所税の概要

区分	課税対象	
	資産割	従業者割
課税客体	事業所等※1で行われる事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人 (賃貸ビル等にあつては、オーナーではなくテナント)	
課税標準	市内の事業所等の合計床面積※2 (㎡)	従業者の給与総額 (円)
免税点	市内の合計事業所等床面積が1,000㎡以下であれば課税されません	市内の合計従業者数※3が100人以下であれば課税されません
免税点判定日	決算期の末日	
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
申告納付期限	法人・・・事業年度の終了の日から2ヶ月以内 個人・・・翌年の3月15日	

※1 事業所等とは、事務所、店舗、工場、倉庫、作業所、物置、駐車場等で、従業者がいない場合や借りている場合も含まれます。

※2 建物の一部を使用している場合には、共用部分の床面積(廊下や階段、エレベーター等の共用部分)を含みます。

※3 鹿児島市内の事業所等の従業者及び役員の人数で、65歳以上の方(役員を除く)や障害者(役員を除く)、パートタイマーの方(時間給で労働時間が正社員の4分の3未満)は除きます。

【お問い合わせ】

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所 市民税課諸税係(別館2階)

電話: 099-216-1172

FAX: 099-216-1177

○みなし共同事業

1. 概要

事業を行う法人または個人に、下記の「特殊関係者」が存在している場合、当該事業を行っている者は「特殊関係者を有する者」となります。

「特殊関係者を有する者」と「特殊関係者」が同一家屋内で事業を行っている場合、当該「特殊関係者」の事業は、「特殊関係者を有する者」との共同事業とみなされ、連帯して納税義務を負います。

特殊関係者の範囲	
個人	① 判定対象者※の配偶者、直系血族、兄弟姉妹
	② 判定対象者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族（①を除く））で、判定対象者と生計を一にし、または判定対象者から受ける金銭等により生計を維持しているもの
	③ 使用人その他の個人（①②を除く）で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
	④ ア) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させているもの（①②を除く） イ) ア)と①～③までのいずれかに該当する関係があるもの
	⑤ ア) 判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主または社員である個人 イ) ア)と①～④までのいずれかに該当する関係がある個人
法人	⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
	⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主または社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※「特殊関係者を有する者」であるかどうかの判定をすべき者

2. 免税点の判定

「特殊関係者を有する者」が単独で行っている事業所等床面積または従業者数と、共同事業とみなされた「特殊関係者」の事業所等床面積または従業者数を合算して行います。

3. 課税標準の算定

それぞれ、単独で行っている自己の事業所等床面積または従業者給与総額だけが課税対象となります。

※ 事業所税の詳細については、鹿児島市ホームページに掲載している「事業所税のてびき」をご覧ください。

鹿児島市ホームページ ⇒ 「事業所税」で検索 ⇒ 「事業所税のてびき」をクリック
[アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>]